

～ 令和6年度 就学援助制度のご案内 ～

越前市教育委員会

越前市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的にお困りのご家庭に対して、学校でかかる費用の一部を援助する制度がありますので、ご案内します。

1 就学援助の対象になる方

越前市にお子さんの住民登録がある、又は、越前市内の学校にお子さんが通学している方で、以下のいずれかに該当する方

- ① 生活保護を受けている世帯の方
- ② 市民税が、非課税又は均等割額のみ課税の世帯の方
- ③ 児童扶養手当を受給している方
- ④ 上記に準ずる程度に困窮している世帯の方

2 就学援助の支給内容

- ① 学用品費
- ② 通学用品費（1年生を除く）
- ③ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- ④ 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- ⑤ 新入学児童生徒学用品費等（1年生のみ、入学前の3月に入学準備金として受給した人を除く）
- ⑥ 修学旅行費
- ⑦ 学校給食費・スクールランチ費

①②③⑤は定額支給、
④⑥は対象経費、
⑦は実費負担分を支給します
援助額の詳細は裏面をご覧ください

3 申請の手続き



申請は
こちらから

●就学援助の受給を希望される方は、福井県電子申請サービス（上の二次元バーコード）から申請してください。

※可能な場合は、学校集金用の引き落とし口座を指定してください。

※添付書類が必要な場合がありますので、電子申請画面でご確認ください。

●紙の申請書が必要な方は、学校、市教育委員会に連絡いただきか、市ホームページから入手できます。必要事項をご記入の上、添付書類と一緒に、在学する小中学校へ提出してください。

※記入にはボールペンを使用してください。（鉛筆、消えるボールペンは使用しないでください）

※兄弟姉妹で小学校と中学校に申請する場合、紙の申請書は小学校と中学校それぞれに提出してください。また、添付書類は、小学校宛の申請書に添付してください。（電子申請の場合、申請は1度で結構です。）

◎認定は年度単位です。昨年度の受給の有無に関わらず、本年度受給を希望される場合は、必ず申請してください。

◎3月に入学準備金を受給していても、学用品費等の受給を希望される場合は、再度申請が必要です。

（入学準備金は、新入学児童生徒学用品費等を入学前に前倒しで支給する制度です。年度が変わるために、学用品費等の受給を希望される場合には、再度必ず申請してください。）

なお、年度により認定基準が変わるために、入学準備金の認定を受けていても、認定結果が異なる場合があります。）

★学校への申請書提出期限（紙申請）：令和6年4月30日

4 申請後の流れ

電子申請及び学校へ提出した申請書は、教育委員会に提出され、教育委員会で援助の可否を認定します。

認定結果は、本年7月中旬頃に郵送にて通知を送付する予定です。

年3回、学期末毎（令和6年度は7月31日、12月27日、3月31日を予定）に就学援助費を指定口座へ振り込みます。口座に振り込めなかった場合又は未納金（学校から請求された学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費及び給食費の未納金をいいます）がある場合は、校長が現金で支給します。

5 認定月について

申請は通年で受け付けています。

認定月は、原則として、申請があった月からとなります。申請の内容によっては、申請した月と前後する可能性があります。

6 支給額の詳細

令和6年度 就学援助費 (単位：円)								
項目	小学校				中学校			
	1学期	2学期	3学期	年間合計 (限度額)	1学期	2学期	3学期	年間合計 (限度額)
学用品費	3,870	3,880	3,880	11,630	7,570	7,580	7,580	22,730
通学用品費 (1学年を除く)	750	760	760	2,270	750	760	760	2,270
校外活動費 (宿泊なし)	530	530	540	1,600	770	770	770	2,310
校外活動費 (宿泊あり)				対象経費 (3,690)				対象経費 (6,210)
新入学児童生徒学用品費等(1年のみ)	57,060			57,060	63,000			63,000
修学旅行費				対象経費 (40,000)				対象経費 (90,000)
学校給食費				実費				実費

※修学旅行代の対象経費は、交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金です。

※3月に入学準備金を受給された場合、新入学児童生徒学用品費等の支給はありません。

※新入学児童生徒学用品費等は、7月までに申請された1年生のみが対象です。8月以降の申請では支給されません。

※生活保護を受けている場合、生活保護の対象にならない修学旅行費と中学校のスクールランチ代（牛乳代除く）のみ対象です。

※市内在住で市外学校へ通っている場合、又は市外在住で市内学校へ通っている場合、支給項目に一部制限があることがあります。詳しくは教育振興課までお問い合わせください。